

浜松市公告第712号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から4月間浜松市産業部商業政策課において縦覧に供する。

平成23年9月26日

浜松市長 鈴木康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

創庫生活館 浜松本店

浜松市東区中郡町1188 外2筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

遠州帆布工業株式会社

浜松市東区中郡町1793

代表取締役 神谷友康

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 1,498㎡

(変更後) 1,437㎡

駐車場の収容台数

(変更前) 123台

(変更後) 46台

廃棄物等の保管施設の位置

(位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり)

駐車場の自動車の出入口の数の変更

(変更前) 2箇所

(変更後) 1箇所

4 変更年月日

平成24年5月16日

5 届出年月日

平成23年9月15日